

高松市立太田南小学校いじめ防止基本方針

(令和4年4月1日更新)

いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）。（第2条第1項）をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

また、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるもの」とであるという認識に立ち、児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、本校においては、ここに定める基本方針に従って、いじめへの対応に組織的に取り組みます。

第1 いじめ防止等に向けた基本的な方針

1 いじめの未然防止

児童が安心して学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりに努めます。また、全校児童がいじめを自分たちの問題として考えられるように指導し、傍観者を生まない集団づくりに努めます。

2 いじめの早期発見

日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化を見逃さないよう努めるとともに、教職員相互の積極的な情報交換により情報を共有します。

3 いじめへの早期対応

いじめを認知した場合には、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応します。被害児童を守り通すとともに、毅然とした態度で加害児童を指導します。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て対応します。

4 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、すみやかに市教育委員会に報告し、その事態に対処するとともに、再発防止に努めます。

5 教職員の指導力の向上

全ての教職員のいじめへの対応にかかる指導力向上を図るため、校内研修を行います。

第2 いじめ防止等のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、教育相談担当教諭、養護教諭、当該学年主任、学級担任、S C等による「高松市立太田南小学校いじめ防止対策委員会」を設置します。

第3 本校におけるいじめ防止等のための取組

1 いじめの未然防止

(1) 児童が安心して学校生活を送ることができる学級、学校集団づくり

児童の自己有用感を高める取組と、他人の人格を尊重する態度を育成する取組によって、安心して自己表現、自己決定できる支持的雰囲気のある温かい学級集団づくりに努めます。

(2) 道徳教育及び体験活動

いじめの防止や生命尊重等に向けて、道徳教育や体験活動を推進します。

(3) 児童の主体的な活動

「『強めよう絆』月間」等を捉えて、児童がいじめを自分たちの問題として考え、主体的にいじめ防止等に取り組むよう指導し、傍観者を生まない集団づくりに努めます。

(4) インターネット等に関する指導・啓発

インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、児童に対して情報モラルに関する指導を行うとともに、インターネット等の適切な利用等について保護者への啓発を行います。

(5) 「生命の教育」のカリキュラムの推進

集団登校を通して、異年齢でお互いに思い合う行動をとったり、生命の尊さを学んだりするカリキュラムを推進します。

(6) 保護者や地域への働きかけ

いじめ防止に向けて、PTAや地域の人と連携しながら、いじめ防止の取組を推進します。

(7) 特に配慮が必要な児童生徒への対応

特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。また、個別に配慮した指導、支援を行います。感染症等による他人を特定し、誹ぼう中傷する言動や行動に関する指導を行います。

2 いじめの早期発見

(1) 日常的な観察

教師自身が児童と向き合い、関わる中で、児童の言動の変化や心の動きを見逃さないように努めます。

(2) 「連絡帳」等を活用したいじめの把握

児童がいじめを訴えやすい体制を整えるため、「連絡帳」等を活用して、日々の学校生活や友人関係等の把握に努めます。また、保護者が教職員に相

話しやすい環境づくりに配慮し、安心して相談できる信頼関係の構築に努めます。

(3) アンケートの実施

年間2回6月と11月にアンケート調査を行い、その結果を基に各担任が全児童との面談を実施し、児童の悩みやストレスについて情報収集に努めます。

(4) 複数の見とりによる連携

各学年団、集団登校班の担当や養護教諭など、複数の目で児童の様子を見守り、密接に報告、連絡、相談したり、家庭との連携を図ったりすることで、いじめの発見に努めます。また、毎月の児童理解の会で情報の共有化を図ります。

(5) 教育相談体制の整備

児童の悩みを積極的に受け止めるため、教育相談窓口の周知を行い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や教職員による教育相談を実施します。

3 いじめに対する措置

(1) いじめを認知したときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
- ・いじめを認知した教職員は一人で抱え込まず、速やかに本校いじめ対策組織に対し情報を報告し、学校の組織的な対応につながります。
- ・速やかに関係児童から事情を聴取するなどして、事実関係を確認します。
- ・事実確認の結果は、被害・加害児童の保護者に連絡します。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求めます。

(2) いじめられた児童とその保護者への支援

- ・いじめられた児童から、事実関係の聞き取りを行います。
- ・児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーに留意して対応します。
- ・家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝えます。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族等)と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくります。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラーなどの協力を得ます。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行います。

(3) いじめた児童への指導及び保護者への助言

- ・いじめたとされる児童から事実関係の聞き取りを行います。
- ・児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーに留意して対応します。
- ・いじめがあったことが確認された場合、いじめを止め、その再発防止に関する指導を行います。
- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体、

又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚できるように指導します。

- ・家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝え、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する助言を行います。
- ・いじめの児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという視点から、警察署と相談して対処します。

(4) 学級全体への指導

- ・学級指導などを通して、いじめは絶対に許されない行為であることを指導します。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として考えるよう指導します。
- ・全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりを努めます。

4 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、「①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること」「②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされている必要があるとします。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

いじめが「解消している」状態とは、あくまでも、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察するよう努めます。

第4 重大事態への対処

1 報告

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるような場合の重大状態を認知した場合は、速やかに市教育委員会への報告を行います。

2 調査

重大事態に対して、学校が主体となって調査を行う場合は、「高松市立太田南小学校いじめ防止対策委員会」を母体として改めて「調査委員会」を開催し、アンケートなどの方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。調査を行ったときは、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、この調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

第5 教職員の指導力の向上

いじめへの対応に係る具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、普段から教職員の周知を図ります。

心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用して、いじめへの対応に係る教職員の指導力向上を図ります。

第6 その他

この基本方針は実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

いじめへの組織対応フローチャート

